

住民座談会の位置付けと進め方（案）

1) 住民座談会の位置付け

協議会は、連携計画の策定に係る事項について決定する機関である。

一方で、住民座談会は、協議会で検討した地域公共交通の見直し方針や、見直し案について、協議会（事務局）と住民が意見交換する場と位置付ける。収集した意見は、見直し方針や見直し案の検討にあたり参考とする。

表 住民座談会の位置付けなど概要

	概要	
位置付け	<p>本協議会は、法の趣旨に則り、地域住民の代表、交通事業者、行政などの関係者が連携して地域の公共交通の方向性を検討し、連携計画の策定に係る事項について決定する機関である。</p> <p>一方で、住民移動調査の「公共交通維持に向けた住民の取組み」に関する意見として、「住民と行政が協働して地域に望まれる公共交通の運行方法を検討」が最も多かったことからすると、特に公共交通体系の見直しにおいて、住民意見を把握しながら検討を深めることが求められている。</p> <p>以上から、住民座談会は、協議会で検討した地域公共交通の見直し方針や、見直し案について、協議会（事務局）と住民が意見交換する場と位置付ける。収集した意見は、見直し方針や見直し案の検討にあたり参考とする。</p> <p>また、見直し案は、次年度以降の計画事業で実施を想定する実証運行計画の立案に反映する。</p>	
実施の対象	<p>○町内各校区に対し、各2回実施する。なお、第1回は4地区（各校区）で開催するものの、第2回は長洲校区と清里校区は合同開催し、3地区で開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長洲校区 ・清里校区 ・腹赤校区 ・六栄校区 	
検討内容（案）	第1回	<p>◎地域公共交通体系の見直し素案に関する意見交換</p> <p>①長洲・荒尾地域公共交通総合連携計画の基本方針（案）</p> <p>②長洲・荒尾地域公共交通総合連携計画の地域公共交通体系の見直し方針（案）</p>
	第2回	<p>◎地域公共交通体系の見直し案に関する意見交換</p> <p>①協議会検討結果の報告</p> <p>②地域公共交通体系の見直し案の具体内容に対する意見交換</p>

2) 住民座談会の進め方（案）

住民座談会の位置付けを踏まえると、以下の進め方を想定する。
 なお、協議会及び座談会の検討内容は現時点の予定であり、変更の可能性がある。

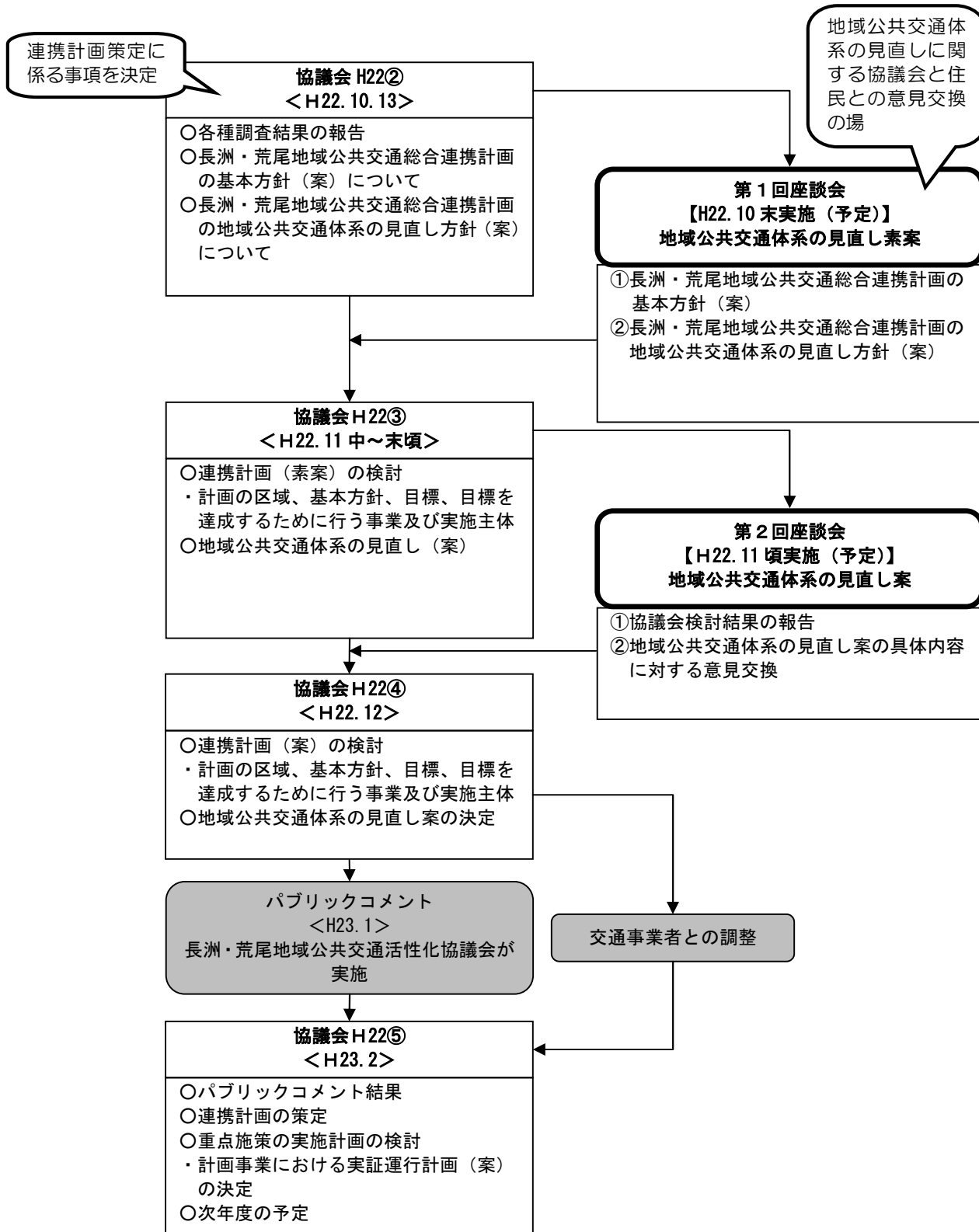


図 住民座談会の進め方（案）